



医療扶助における特別基準について

問 医療扶助における特別基準とはどういうものなのか、その内容について教えてください。

答 一 医療扶助の基準

医療扶助における医療の給付については、生活保護法第五十二条一項に、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による」と定められており、これに基づいて実際に医療扶助が行われています。しかし、病状や身体的条件などのために、国民健康保険の診療方針および診療報酬の例によることができない等の特別の治療等を必要とする場合には、同法五十二条二項により、厚生大臣が診

療方針および診療報酬について特別に基準を設定することになっていきます。

かつては、X線、CT検査、現在の入院患者特別介護費の支給等についても特別基準の設定が必要でしたが、診療報酬への取り込み、制度の創設（昭和五十四年より入院患者特別介護費を生活扶助の一時扶助として支給）などにより、特別基準の設定を必要としなくなるものも増えてきました。しかしこれとは逆に、医療技術の進歩により、高度先進医療のような新しい治療方法や、白内障手術の際に使用される人工水晶体などの新しい治療材料が開発され、最近特に、こうしたものへの特別基準設定の相談が多くなってきました。しかし、たとえば人工水晶体ひとつ

をとってみると、その治療方法はまだ一般的に行われているとはいえず、白内障の治療のための水晶体除去後はほとんどの人が眼鏡、コンタクトレンズ装着により日常生活を送っています。このように、他に代わるべき方法がある場合には、特別基準の設定は行われておりません。

特別基準を設定することは、特定の被保護者に対して、高水準の医療給付を行うというものである。一般基準では、生活保護法の目的とする最低限度の生活水準を保障することができない場合に、実質的に一般基準で実現されると同水準の医療を給付するものです。それでは実際に、どのような場合に特別基準が設定されるのか述べてみます。

二 特別基準の判断基準

(一) 一般的な判断基準

特定の治療方法等を用いる場合で特別基準を設定できるのは、その効果が実証されているものである。原則として次の事項に適合していることが必要です。

ア 生命の維持（存続）に直接関係があるもの

イ その方法以外に、代わるべき他の方法がないもの

ウ 研究（試験）的に用いられているものでないもの

(二) その他の判断基準

ア 治療材料の場合、生命の維持（存続）に直接関係がなくとも、日常生活を維持していくためには、その方法以外に方法がないもの（例）入山喉

東、保護帽子など。

なお、治療材料について言えば、その一部については特別基準の設定権限を、厚生大臣から都道府県知事または指定都市市長へ移譲しており、運営要領に列挙されている治療材料（眼鏡・義肢・ストマ用具等）以外の材料については、それが治療の一環として真に必要とされる場合には、一件当たり二万五〇〇〇円以内のものに限り都道府県知事または指定都市市長が特別基準を設定してよいことになっています。（設定例Ⅱコンタクトレンズ等）しかし、一件あたりの費用が二万五〇〇〇円以内であっても、特別基準設定の必要性について疑義が生じたときには、厚生省へあらかじめ協議することが必要です。

イ 治療方法の場合、医療保険で給付の対象となっている治療を行うことに伴って必要とされるもの。（例）腎臓、皮膚、骨等の移植に伴い、腎臓、

皮膚、骨等を提供する者にかかる入院費用等

ウ 治療方法、治療材料の中には美容整形を目的としたものもありますが、その症状が直接身体的機能に影響を及ぼすものでなければ、特別基準のみならず一般基準でも認められません。（例）義髪・歯列矯正等

三 特別基準の申請に必要な手続書類

(一) 福祉事務所から県本庁に對しての場合
ア 保護台帳（写）
イ 保護決定調書（写）
ウ ケース記録（写）【開始日と特別基準設定申請に関係ある部分】

エ 実施機関の意見（特別基準設定を必要とする理由等）
オ 意見書（主治医および福祉事務所嘱託医の意見）

をとってみると、その治療方法は

まだ一般的に行われているとはいえず、白内障の治療のための水晶体除去後はほとんどの人が眼鏡、コンタクトレンズ装着により日常生活を送っています。このように、他に代わるべき方法がある場合には、特別基準の設定は行われておりません。

特別基準を設定することは、特定の被保護者に対して、高水準の医療給付を行うというものである。一般基準では、生活保護法の目的とする最低限度の生活水準を保障することができない場合に、実質的に一般基準で実現されると同水準の医療を給付するものです。それでは実際に、どのような場合に特別基準が設定されるのか述べてみます。

カ 経費見積書

キ 要否意見書（直近のもの）の写
ク レセプト（直近のもの）の三カ月間の写

ケ 治療材料の場合は材料のパンフレット等その概要が書かれている書類等

(二) 県本庁から厚生省に對しての場合

福祉事務所からの手続書類の他に県本庁技術吏員または嘱託医の意見を添付し、特別基準設定を必要とする理由を付して厚生大臣あて推達します。

四 特別基準の審査

都道府県本庁あるいは厚生省において特別基準の申請手続書類を審査する場合には、「二、特別基準の判断基準」に基づくことはもちろんですが、その他に次のような点に留意しています。

一 手続書類に不備がないか
二 手術や治療材料等特別基準の内容が、一般の診療方針および診療報酬に該当しないか（この点に関しては都道府県本庁においては、本庁の保険

課、支払基金等の意見を参考として下さい）

三 見積金額は妥当であるか

四 扶養義務者からの援助の可能性についてはどうか

五 他法他施策の活用についてはどうか

特に最近、扶養義務者からの疾病にかかる一時的な援助および他法他施策の活用について十分検討が加えられないまま、特別基準の申請をされるケースが増えています。したが、保護の原則でもあるので、十分検討のうえ申請して下さい。

五 その他

緊急やむを得ないような場合を除いては、必ず事前に県本庁に協議し、必要な場合には県本庁においては厚生省へ協議することが必要です。文書では間に合わないと思ふときは、電話連絡等により事前に協議して下さい。事後の申請の場合、特別基準の設定が行われないこともあるので注意して下さい。なおこのことは、指定医療機関に対して特に周知徹底させておくことが必要です。